

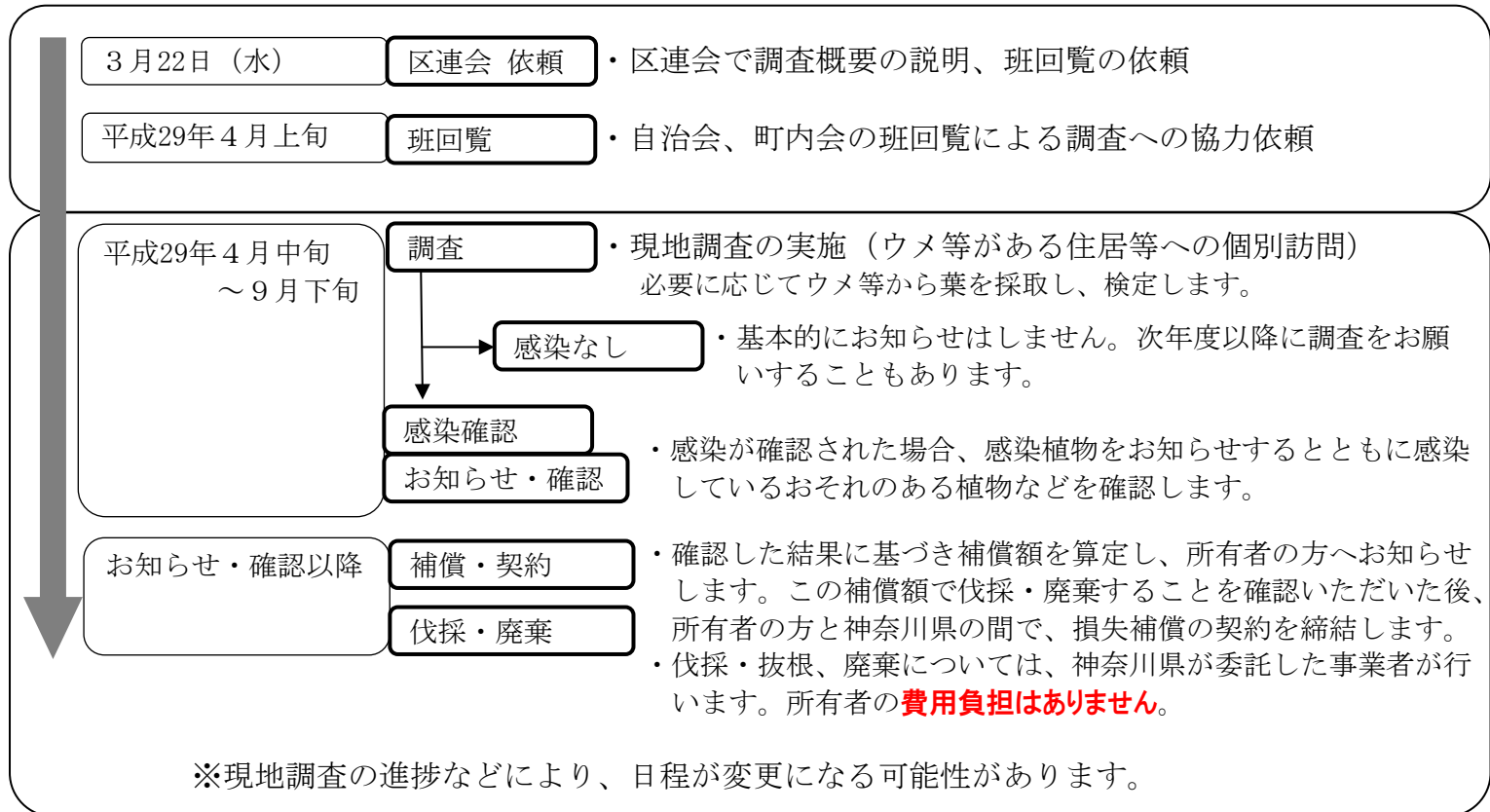
りんもん ウメ輪紋ウイルスの調査実施について

1. 港北区内にある ウメ等の現地調査を実施します。

平成28年に行われたウメ輪紋ウイルスの調査において、港北区を含む横浜市内の一部地域のウメ等に本ウイルスが確認されました。このウイルスが**ヒトや動物に感染することはありません**が、アブラムシにより媒介されること、農業生産に被害を及ぼすおそれがあるため、感染範囲を特定する調査が必要です。

そこで、調査を実施するにあたり、対象となる地域の皆様へ調査概要などについて、事前にお知らせします。**3月の区連会にて、別紙チラシの班回覧**（該当する区内の自治会・町内会）を**依頼します**ので、ご協力をお願いします。

2. 今後の流れについて



3. 調査の範囲について

昨年の調査の結果、感染範囲が広範であったため、港北区・鶴見区の一部が、平成29年1月25日に「防除区域」に指定されました。この防除区域を中心に、平成29年の調査を行います。

なお、防除区域からは、ウメやモモなどの対象となる植物の区域外への持ち出しが、原則禁止になりますので、ご注意ください。

※防除区域（港北区）：樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、師岡町
（鶴見区）：別紙参照

※対象となる植物：ウメ、モモ、スモモ、アンズ、サクランボ、ユスラウメなど。

ウメ輪紋ウイルスの調査へのご協力をお願いします

農林水産省では、国内の一部地域で発生しているウメ輪紋ウイルス（※1）の封じ込め及び根絶を図るため、法律（植物防疫法）に基づき、このウイルスに感染するおそれのある植物の移動規制を行うとともに、感染が確認された植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除や、全国で発生を監視する調査を実施しています。

昨年度の調査において、横浜市の一部地域でもこのウイルスに感染した植物が確認され、平成 29 年 1 月に緊急防除の防除区域（※裏面）に指定されました。

そこで、横浜市内では防除区域を中心に、平成 29 年度の調査を 4 月から実施します。農林水産省、神奈川県及び横浜市の職員、又は、神奈川県から委託された業者（以下、調査員）が、対象となる植物のある住宅や畑等に調査に伺いますので、その際にご協力をお願いします。

※1 ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス：PPV）とは

ウメ、スモモ、アンズ、モモ、サクランボ、ユスラウメなどに感染する植物ウイルスで、海外では、このウイルスにより、果実が成熟前に落果するなどにより大きな被害が生じているとの報告があります。我が国では、平成 21 年に東京都青梅市で初めて発生が確認され、現在、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県等でも発生が確認されています。

なお、このウイルスはヒトや動物に感染することはありません。

1. 調査期間

調査期間：平成 29 年 4 月～7 月（雨天時も実施）

※調査の進捗状況によっては、8 月以降にも調査する場合がありますので、ご了承ください。

2. 調査員

- (1) 農林水産省の職員、神奈川県の職員
及び横浜市の職員
- (2) 神奈川県から委託された業者

※調査員は、腕章を着用し、身分証明書を携帯します。



腕章の例

3. 調査の対象となる植物

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ(プルーン)、アンズ、ネクタリン、サクランボ、ユスラウメ等のサクラ属植物、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ

※ただしサクラ節植物（ソメイヨシノ等の観賞用のサクラ）は除く

4. 調査方法

住宅、寺社、畑等に調査の対象となる植物がある場合は、調査員が訪問します。その際、調査内容等について説明し、ご了解をいただいたうえで、立入り調査を実施します。

(1) 農林水産省、神奈川県、横浜市の職員による調査

対象となるウメ等の植物の葉を観察し、この病気の症状が出ているかを確認します。症状が出ている場合、植物1本あたり5枚の葉を採取し、農林水産省横浜植物防疫所で遺伝子診断法等の方法で検定し、感染の有無を確認します。

(2) 神奈川県から委託された業者による調査

対象となる全てのウメ等の植物から植物1本あたり5枚の葉を採取します。採取した葉は、(1)と同様に農林水産省横浜植物防疫所で遺伝子診断法等の方法で検定し、感染の有無を確認します。



感染した葉の症状



感染した葉の症状



調査用タグ

- ※葉を採取した植物には、採取の目印として調査用タグをつけさせていただきます。
- ※不在等により調査が実施できない場合は、後日、再訪問して調査を実施いたします。
- ※PPV調査において、住民の皆様には費用負担が生じることはありません。

※防除区域

調査の結果、自然感染によるものと考えられる感染植物が連続して確認されること等により防除区域に指定されます。

《横浜市内の防除区域 平成29年1月25日現在》

【港北区】 樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、師岡町

【鶴見区】 梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ヶ谷一丁目、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、三ツ池公園

《お問合せ先》 平日：8時45分～17時15分

農林水産省 横浜植物防疫所 国内検疫担当

電話：045-285-7135

神奈川県 環境農政局 農政部 農業振興課

電話：045-210-4425

葉にドーナツ状の輪があるウメなどを探しています!!

りんもん

ウメ輪紋ウイルスに感染している可能性があります。

ウメ輪紋ウイルス（PPV）は、ウメ、スモモ、アズ、モモ、サクランボ、ユスラウメなど（対象植物）に感染し、海外では、果実が成熟前に落果するなどにより大きな被害が発生しているとの報告があります。

農林水産省では、植物防疫法に基づき対象植物の移動規制を行うとともに、感染植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除を実施中です。



ウメ



ウメ



アズ



モモ



ユスラウメ

- ウメ輪紋ウイルスに感染したウメでは、葉にドーナツ状の輪（輪紋）などが生じます。
- モモなどでは、葉脈に沿って緑色の薄い部分（退緑斑紋）が生じます。
- 症状は、新緑の時期（春に出た葉が開いた頃）が一番明瞭です。

このウイルスは植物に感染するものであり、

ヒトや動物に感染することはありません。

また、感染している樹の果実を食べても問題はありません。

写真のような症状がある場合には、下記までご連絡下さい

●農林水産省●

横浜植物防疫所 国内検疫担当

電話：045-285-7135

FAX：045-211-2171

●神奈川県●

環境農政局 農政部 農業振興課

電話：045-210-4425

FAX：045-210-8851